

平成27年度 事務事業評価シート

※平成26年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	主穀作振興事業						継続				
コード	26	-	57	-	01	-	00	予算事業名	主穀作振興		
担当部署	産業観光部		農政課		経営支援担当		予算事業コード	会計 10	款 06	項 01	目 03

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)			位置付けなしの場合	法令による実施義務			義務ではない
基本目標(章)	4章	にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち		実施計画事業名	なし		
方向性(節)	1節	地域経済の活性化と産業振興		個別計画等の名称	川越市農業振興計画		
施策	3	農業の振興		当事業に関連する事務事業	なし		
細施策	1	食料の安定供給の促進					
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市水田麦等作付け奨励補助金交付要綱						

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	食料自給率の向上を目的に国の施策の経営所得安定対策加入者を対象として、麦、大豆等の戦略作物(転作作物)の作付けを奨励し、生産力の確保と農業経営の安定を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	経営所得安定対策等実施要綱に掲げられた戦略作物(転作作物)を作付けした場合に補助金を交付する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込額)	備考欄
事業費	A	6,950	6,488	6,007	7,165	7,000	
人件費	B	9,902	9,902	9,902	9,902	8,488	
総コスト(C=A+B)		16,852	16,390	15,909	17,067	15,488	
正規職員(1年間の従事人数)		1.40人	1.40人	1.40人	1.40人	1.20人	
臨時職員(1年間の従事人数)		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
国県支出金	D	0	0	0	0	0	
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	
市の財政負担(=C-D-E)		16,852	16,390	15,909	17,067	15,488	

※臨時職員の給与も人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度目標値	将来目標値
活動	交付対象農家	件	77	87	80	(目標) 80 (実績) 75	29年度 100
	指標の定義・説明		戦略作物(転作作物)を作付けした農業者				
成果	交付対象面積	m ²	499,980	613,536	594,773	(目標) 620,000 (実績) 612,123	29年度 700,000
	指標の定義・説明		戦略作物(転作作物)を作付けした合計面積				
					(目標) (実績)	年度	
指標の定義・説明							
指標に基づく評価		交付対象農家数に増減はあるが、交付対象面積は増加している。水稻からの転作奨励について効果があったと言える。					

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題					
水稻農家の収入は、米価に左右される。全国的に水稻は過剰作付け傾向にあり、米余りの状態が米価下落の要因と言われている。米価の回復は国の政策に頼る以外に、農業の安定経営のためには、市場に左右されない収入確保が必要である。事業内容は、安定経営のために非常に有効と言えるが、対象農家数が少ないので農家数の拡大が課題である。						
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	近隣他市では、同様の補助事業を実施していない。					
(3) これまでの見直しや改善等の経過	該当なし					
今後3年間の方向性	27年度	継続	28年度	継続	29年度	継続
農業の安定経営を図るため、継続して支援を行う。国の政策や農業を取り巻く環境の変化に応じて、有効な支援となるよう事業内容の見直しも随時行う。						

川越市水田麦等作付け奨励補助金

【事業目的】

食料自給率の向上を目的に国の施策の経営所得安定対策加入者を対象として、麦、大豆等の戦略作物（転作作物）の作付けを奨励し、生産力の確保と農業経営の安定を図る。

【事業概要】

経営所得安定対策等実施要綱に掲げられた戦略作物（転作作物）を作付けした場合に補助金を交付する。

1 補助対象作物と交付単価

(1) 麦類、大豆	10aあたり15,000円
(2) 飼料作物、そば	10aあたり10,000円
(3) 米粉用米	10aあたり12,000円
(4) 飼料用米	10aあたり12,000円
(5) 加工用米	10aあたり35,000円
(6) その他	10aあたり10,000円
※二毛作の場合	10aあたり7,500円

2 補助対象者

経営所得安定対策への加入及び同対策の交付要件を満たした農業者。

【事業実績】

1 川越市水田麦等作付け奨励補助金事業実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
事業費（円）	6,950,000	6,488,000	6,007,000	7,165,000
交付対象農家数(件)	77	87	80	75
交付対象面積（㎡）	499,980	613,536	594,773	612,123

2 事業費の作物ごとの内訳（円）

	23年度	24年度	25年度	26年度
小麦（基幹）	971,840	916,773	814,983	950,475
小麦（二毛作）	359,472	612,092	1,022,964	1,221,668
大豆（基幹）	2,896,496	2,426,775	2,023,931	2,144,100
大豆（二毛作）	40,800	68,952	—	—
飼料作物（基幹）	235,807	194,660	181,390	157,220
米粉用米（基幹）	1,059,870	2,130,540	2,008,770	1,358,160
飼料用米（基幹）	1,200,942	—	—	1,368,324
そば（基幹）	225,290	190,440	—	—
合計	6,990,517	6,540,232	6,052,038	7,199,947

※各農家について、作物ごとの金額を合計したのち、合計金額から1,000円未満を切り捨てて交付するため、合計は1の事業費と一致しない。

3 交付対象農家数の内訳（件）

	23年度	24年度	25年度	26年度
小麦（基幹）	11	11	12	11
小麦（二毛作）	3	4	4	4
大豆（基幹）	4	4	4	3
大豆（二毛作）	1	1	—	—
飼料作物（基幹）	4	5	4	3
米粉用米（基幹）	23	68	63	50
飼料用米（基幹）	37	—	—	60
そば（基幹）	2	2	—	—
合計	85	95	87	131

※複数の作物を作付けする農家がいるため、合計は1の交付対象農家数と一致しない。

4 交付対象面積の内訳（㎡）

	23年度	24年度	25年度	26年度
小麦（基幹）	60,740	70,521	62,691	63,365
小麦（二毛作）	44,934	94,168	157,379	162,889
大豆（基幹）	181,031	186,675	155,687	142,940
大豆（二毛作）	5,100	10,608	—	—
飼料作物（基幹）	18,139	19,466	18,139	15,722
米粉用米（基幹）	105,987	213,054	200,877	113,180
飼料用米（基幹）	66,719	—	—	114,027
そば（基幹）	17,330	19,044	—	—
合計	499,980	613,536	594,773	612,123

川越市水田麦等作付け奨励補助金交付要綱

平成13年 1月31日決裁

平成13年10月19日改正

平成21年 2月 9日改正

平成23年 2月24日改正

平成24年 2月 8日改正

平成25年 1月18日改正

平成26年 2月26日改正

平成27年 3月17日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るため、麦、大豆等による転作等を実施した農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 市内に住所を有する農業者が、経営所得安定対策等実施要綱に掲げられた戦略作物を水陸田に作付けした場合に当該各号に掲げる額の補助金を交付する。

(1) 麦類、大豆	10aあたり15,000円
(2) 飼料作物、そば	10aあたり10,000円
(3) 米粉用米	10aあたり12,000円
(4) 飼料用米	10aあたり12,000円
(5) 加工用米	10aあたり35,000円
(6) その他	10aあたり10,000円

- 2 経営所得安定対策への加入及び同対策の交付要件を満たした農業者について、補助金を交付する。
- 3 第1項に規定する作物のうち、麦類、大豆及び飼料作物を1作物当たり1ha以上の団地をもって作付けした場合には、10a当たり5,000円の補助金を交付する。
- 4 新規需要米については、実需者との契約で特定された水田であり、かつ、水稻が作付けられている水田を対象とする。
- 5 補助金交付額が予算の範囲を超えた場合には、下記の計算式により算出された値を各作物の単価に乗じた額を交付単価とする。

予算額

補助金の交付額の総計

- 6 本補助金の交付にあたっては、農家ごとの交付額を合計した額から、1,000円未満の額を差し引いた額を交付する。
- 7 第1項に規定する作物のうち、経営所得安定対策等実施要綱に掲げられた二毛作の要件を満たした場合は、10a当たり7,500円の補助金を交付する。

(申請書の様式)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
規則第4条第1項の申請書の提出時期は、市長が別に定める。

(記載事項)

第4条 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項は、転作物別の作付面積及び補助額とする。

- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式等)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業完了後の30日以内とする。

(補助金額確定通知書の様式)

第7条 規則第14条に規定する補助金額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた農業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長の決裁があった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、市長の決裁があった日から施行する。

附 則

この要綱は、市長の決裁があった日から施行する。(平成21年2月9日決裁)

附 則 (平成23年2月24日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

附 則 (平成24年2月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則 (平成25年1月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日 決 裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成 25 年度の事業から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日 決 裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成 26 年度の事業から適用する。

平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金交付申請書

平成 年 月 日

川越市長 様

所在地
団体名
代表者氏名 印

下記により、平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金の交付を受けたいので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

4 経費の配分

事業費	負担区分		
	市補助金	自己資金	その他
円	円	円	円

5 完了予定年月日

平成 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
市補助金 自己資金 その他	円	円	円	円
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
事業費	円	円	円	円
計				

平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金交付決定通知書

川農発第 号
平成 年 月 日

様

川越市長 川 合 善 明

平成 年 月 日付けで申請の平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 事業実施主体は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 補助事業により、取得又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交

付目的に従って、その効率的な運営を図ること。

- (6) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し交換し貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (7) (6)により、市長の承認を得て、財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 市長が必要に応じて事業実施主体に対して報告させ、又は市の職員に帳簿書類その他の物件等进行检查させ、若しくは関係者に質問させることがある。

平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金実績報告書

平成 年 月 日

川越市長 様

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け川農発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金事業が完了したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業の成果

3 事業の内容

4 経費の配分

事業費	負担区分		
	市補助金	自己資金	その他
円	円	円	円

5 完了予定年月日

平成 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
市補助金 自己資金 その他	円	円	円	円
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
事業費	円	円	円	円
計				

様式第4号（第7条関係）

平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金交付額確定通知書

川農発第 号
平成 年 月 日

様

川越市長 川 合 善 明

平成 年 月 日付け川農発第 号で補助金の交付決定の通知をした平成 年度川越市水田麦等作付け奨励補助金については、平成 年月

日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり額を確定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

補助金交付確定額 金 円

○ 平成 26 年度食料自給率について

食料自給率は、国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標です。平成 26 年度のカロリーベースの食料自給率は 39%となっており、主要先進国の中では最低の水準です。近年、横ばいで推移していますが長期的には減少傾向となっています。平成 26 年度の品目別自給率では、主食用米の 100%に対して、小麦が 13%、大豆が 7%となっています。

こうした中、政府は平成 27 年 3 月に 10 年後の平成 37 年度の食料自給率を 45%に高める目標を閣議決定しました。

○ 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための直接支払交付金や、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金などを交付することにより、国内生産力の確保と農業経営の安定を図るとともに食料自給率の向上を図ることを目的としています。

1 米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産を行う農業者に対して 10 a あたり 7,500 円の交付金が交付されます。交付対象面積は、主食用米の作付面積合計から自家消費相当分として一律 10 a 控除して算定されます。

2 畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差により不利がある農作物（麦、大豆、そば、なたね等）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が交付されます。対象作物ごとの品質区分に応じた交付単価が設定されており、交付単価の平均は小麦が 60kg あたり 6,320 円、大豆が 60kg あたり 11,660 円となっております。

3 水田活用の直接支払交付金

水田を活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物の生産・販売を行う農業者に対して、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、交付金が交付されます。対象作物ごとに交付単価が設定されており、麦、大豆が 10 a あたり 35,000 円、米粉用米、飼料用米は、契約数量を出荷することで 10 a あたり 80,000 円の交付金となります。

参考資料

○ 川越市の状況【総務省統計局農林水産関係市町村別統計、平成26年】

総土地面積	10,916 ha	
耕地面積	3,320 ha	(総土地面積の約30%) (県下第5位)
田耕地面積	1,960 ha	(耕地面積の約59%) (県下第7位)
畑耕地面積	1,360 ha	(耕地面積の約41%) (県下第5位)
水稻作付面積	1,700 ha	
水稻収穫量	8,370 トン	(県下第8位)
小麦作付面積	46 ha	
小麦収穫量	149 トン	(県下第16位)
大豆作付面積	38 ha	
大豆収穫量	19 トン	(県下第15位)

○ 埼玉県の収穫量【農林水産省ホームページ統計情報、平成26年】

水稻収穫量	172,300 トン	(全国第17位)
小麦収穫量	19,200 トン	(全国第8位)
大豆収穫量	786 トン	(全国第29位)

○ 県内作物別収穫量(トン)【総務省統計局農林水産関係市町村別統計、平成26年】

水稻			小麦			大豆		
1	加須市	25,900	1	熊谷市	6,380	1	熊谷市	145
2	行田市	11,100	2	深谷市	2,190	2	鴻巣市	55
3	熊谷市	10,700	3	行田市	1,350	3	加須市	49
4	久喜市	10,200	4	鴻巣市	1,280	4	小川町	38
5	鴻巣市	9,980	5	美里町	1,260	5	吉見町	35
6	羽生市	9,050	6	本庄市	1,250	6	秩父市	32
7	春日部市	8,540	7	川島町	1,100	7	行田市	31
⑧	川越市	8,370	8	上里町	892	8	嵐山町	31
9	さいたま市	7,970	9	加須市	641	9	深谷市	30
10	幸手市	6,300	10	羽生市	469	10	久喜市	26
11	川島町	5,760	11	吉見町	294	11	蓮田市	25
12	杉戸町	5,570	12	神川町	243	12	さいたま市	21
13	吉川市	4,920	13	坂戸市	220	13	春日部市	21
14	深谷市	4,900	14	桶川市	209	14	鳩山町	21
15	吉見町	4,880	15	嵐山町	179	⑮	川越市	19
16	越谷市	3,200	⑯	川越市	149	16	川島町	14